

「にいがた市 暮らしのガイド 2025・2026 年度版」官民協働発行业業 事業者選定にかかる審査要領

1. 趣旨

「にいがた市 暮らしのガイド 2025・2026 年度版」官民協働発行业業募集要項（以下、「募集要項」という。）に基づき、協働発行业業者に相応しい者を選定するため、審査方法及び基準を定めるものとする。

2. 書類確認

- ・書類確認は、新潟市政策企画部広報課（以下「広報課」という。）において行う。
- ・広報課は、提出された書類が、募集要項に記載する提出書類の作成に関する注意点及び仕様書の要件等を満たしているかについて確認を行う。
- ・書類確認は、広報課が提出書類を受理した後、随時行う。
- ・確認の結果、提案書が仕様等に合致していないと認められた場合は提出期限までに是正を求めるものとし、期限までに是正されない場合は提出がなかったものとみなす。

3. 審査機関

- ・本業務に係るプロポーザル審査は、本市が設置する庁内検討組織（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- ・審査委員会は、プロポーザル応募事業者（以下「応募者」という。）から提出された書類について、本審査要領に基づき審査を行うものとする。

4. 審査方法

(1) 審査の形式

書類審査とする。

(2) 個別審査

① 基礎項目

評価項目及び評価基準に従い、「非常に優れている：10（5）点」、「優れている：8（4）点」、「どちらでもない：6（3）点」、「やや劣る：4（2）点」、「劣る：2（1）点」の5段階評価で行う。

② 加点項目

提出書類に基づき、加点の有無を確認する。

(3) 採点・集計

① 審査員ごとに基礎項目及び加点項目を採点し、その採点結果（基礎項目と加点項目の合計点）により、審査員ごとに応募者の順位を付与する。但し、基礎項目が60点未満の場合は選定の対象外とする。

② ①により決定した各審査員の順位数の和が最も小さい応募者を最優秀提案者とする。

別紙 2

- ③ 順位数の和が同数となった場合には、各審査員の採点結果において 1 位を最も多く獲得した者を最優秀提案者とする。
- ④ 1 位の獲得数が同数となった場合には、全審査員の採点結果の合計点が高い者を最優秀提案者とする。

5. 評価項目・評価基準

(1) 基礎項目 (配点 100)

評価項目	評価基準	募集要項 参照箇所	配点
事業者の適切性 (5)	事業参画の目的や取組方針は、協働発行事業者として相応しいものとなっているか	6. (2) a.	5
業務遂行力 (30)	業務を的確かつ着実に遂行できる体制となっているか	6. (1)	10
	制作スケジュール、事業収支計画に無理がなく、実現可能性の高いものとなっているか	6. (2) d. 6. (4)	10
	同種又は類似事業の実績を有しているか	6. (5)	10
広告集稿の確実性 (20)	募集方法・手順は適切か	6. (2) h.	10
	事業費を十分に賄える実現可能性の高い募集計画となっているか	6. (2) h. i. j.	10
デザイン (20)	文字の大きさや行間、配色、配置等誰もが読みやすいデザインとなっているか	6. (3)	10
	ページ全体のデザインが、情報検索しやすいように作られているか	6. (3)	10
構成・掲載内容 (15)	記事と広告の割合は適切か (広告過多となっていないか)	6. (2) e. f.	5
	地域情報の企画・掲載内容は、本市の特徴を伝え、魅力的なものとなっているか	6. (2) g.	5
	その他市民生活に役立つ情報の企画・掲載内容は有用で、暮らしのガイドの充実につながっているか	6. (2) g.	5
電子版の作成 (5)	モバイル端末等でも利用しやすいよう考慮されているか	6. (2) k.	5
独自の提案 (5)	暮らしのガイドの充実を図るための独自の提案がされているか	6. (2) l. m.	5
計			100

別紙 2

(2) 加点項目 (配点 6)

評価項目	評価基準	配点
<p>ワーク・ライフ・バランス等に関する取り組み (3)</p>	<p>下記事項のいずれかを満たしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が 100 人以下）が策定し、労働局に提出している。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている。 ・厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍推進を宣言している。 ・新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。 ・過去 3 年間に育児休業を取得した男性従業員が 1 名以上いる。 ・役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が 30% 以上である。 ・女性活躍推進法に基づく認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）が策定し、労働局に提出している。 ・新潟市働きやすい職場づくり推進企業として表彰されている。 ・経済産業省の健康経営銘柄に選定されている。 ・経済産業省の健康経営優良法人に認定されている。 ・新潟市健康経営認定事業所に認定されている。 	3
<p>市内事業者 (3)</p>	<p>新潟市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業である。</p>	3

※共同企業体の場合、該当企業数に応じて加点（構成企業全てが該当：3 点、3 社中 2 社が該当：2 点、3 社中 1 社が該当：1 点、2 社中 1 社が該当：2 点）